

告示

埼玉県告示第六百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画道路三・四・三号練馬川口線、三・四・四号諏訪越四ツ木線、三・

一・十二号外環状道路及び三・二・十三号志木和光線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・四・三号練馬川口線)

イ 追加する土地の区域

和光市下新倉四丁目、五丁目、白子三丁目、四丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

(三・四・四号諏訪越四ツ木線)

イ 追加する土地の区域

和光市新倉二丁目、三丁目、四丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

和光市新倉三丁目の一部

(三・一・十二号外環状道路)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

(三・二・十三号志木和光線)

イ 追加する土地の区域

和光市新倉五丁目、四丁目、三丁目、七丁目、八丁目、下新倉五丁目の各一

部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都市整備課

四 縦覧期間

令和元年十一月十二日から令和元年十一月二十六日まで